

平成 27 年 10 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会  
 住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野 1227 番地 1  
 代表者の氏名 会長 小林 周平

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会  
 住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野 1227 番地 1  
 代表者の氏名 会長 小林 周平

## 2. 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

## 3. 運送の区域

区 域	備 考
三重県三重郡菰野町のうち 大字川北、及び大羽根園	

## 4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
菰野町社会福祉協議会	三重県三重郡菰野町大字菰野 1227 番地 1

公共交通空白地有償運送にかかる申請の概要

有償運送の条件	申請に対する取扱い	申請概要
(1) 運送主体	一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、その他権利能力なき社団等であること。	○法人名(代表者名): 社会福祉法人菟野町社会福祉協議会 会長 小林周平 ○主たる事務所の所在地: 三重県三重郡菟野町大字菟野 1227 番地 1
(2) 運送対象	申請者の団体において会員登録を受けた者(会員となる予定の者を含む。)であって、施行規則第49条第1項第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、その他当該地域内において日常生活に必要な業務を反復継続して行う者及びその同伴者。	○利用者名簿の作成: あり ○名簿記載者数: 川北地区 1名、大羽根園地区 17名
(3) 使用車両	法人等が所有する家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車(公共交通空白地有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。)	○契約締結状況: 法人所有 ○使用車両台数: 乗車定員 10名以下車両 4両
(4) 運転者	現に運転免許証の効力が停止されていない者であって、二種免許を有するもの。もしくは一種免許を有する者であって国土交通大臣の認定する講習を受講しており、運転免許証の効力が過去2年以内において停止されていない者であること。	○運転者人数 5人(うち二種免許取得者0人) ○運転者の経歴: 申請日前2年間に運転免許停止処分を受けた者無し(運転経歴証明書を添付。) ○講習受講状況: 三重県社会福祉協議会実施の市町村運営有償運送認定講習を平成27年月上旬に受講予定。運輸支局申請時に講習修了証を添付。
(5) 損害賠償措置	対人8000万円以上及び対物200万円以上の任意保険等に加入していること。	○契約保険会社等名: ㈱日産カーリイフュージョンにて加入予定 ○契約内容: (対人 無制限、対物 無制限、搭乗者傷害 5000万円)
(6) 運送の対価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね1/2を目安に地域の特性等を勘案しつづ定められたものであること。	○会費: 要領等にて別途作成 ○運送の対価: 15分あたり500円 詳細は別添書面参照。 ○運送の対価以外の対価: なし
(7) 管理運営体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する指導監督、事故発生時と対応並びに苦情処理にかかる体制その他安全の確保及び旅客の利便確保に関する体制が明確に整備されていること。	○運行管理の責任者の資格: なし ○運行管理体制、事故防止教育及び指導体制、事故処理及び責任体制、整備管理体制、苦情処理体制: 別添「運行管理体制」参照
(8) 法令遵守	いわゆる欠格事由に該当する者ではないこと。	○宣誓書の添付: あり

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
菰野町社会福祉協議会	所有		3 ( )	3 ( )
	持込		( )	( )
	合計		3 ( )	3 ( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	名簿に記載された者
福祉 有償 輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

中部運輸局三重運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成27年10月 日

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会  
住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野 1227 番地 1  
代表者の氏名 会長 小林 周平



運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（菰野町社会福祉協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成27年10月 日

住 所 三重県三重郡菰野町大字千草 2511 番地  
氏 名 福田 雅文

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名) 菰野町社会福祉協議会

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ( 菰野町社会福祉協議会 )

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	福田 雅文	三重県三重郡菰野町大字千草 2511 番地	その他	
2				
3				

▶ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

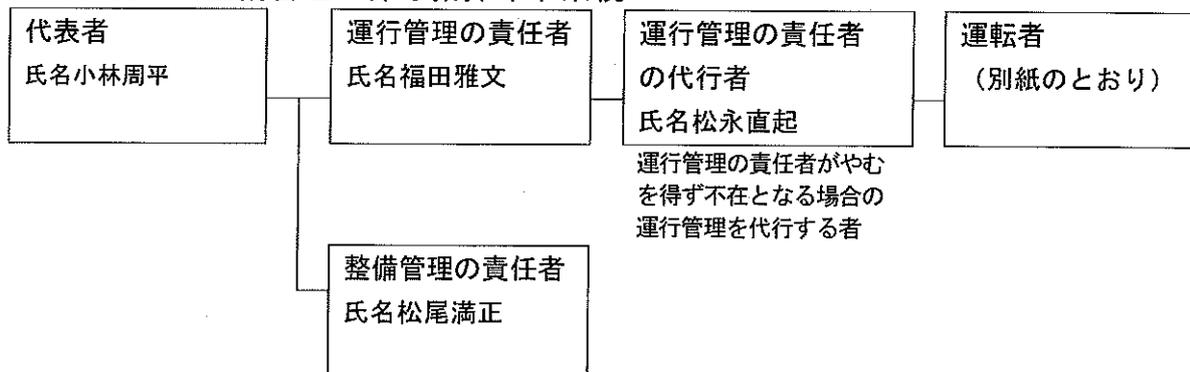
▶ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

▶ 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

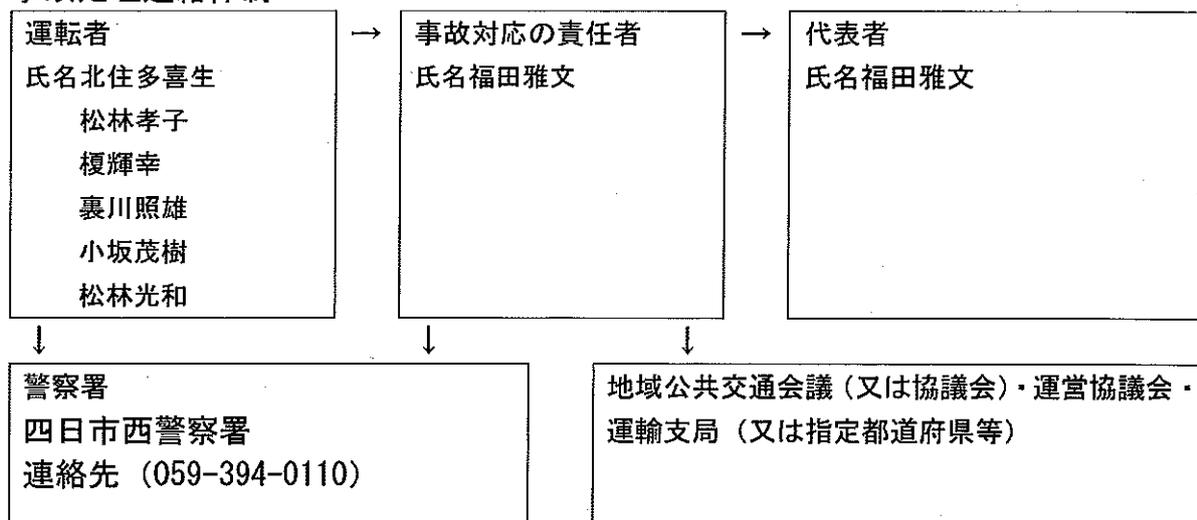
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	松尾 満正	三重県三重郡菰野町大字竹成 2103 番地
2		
3		

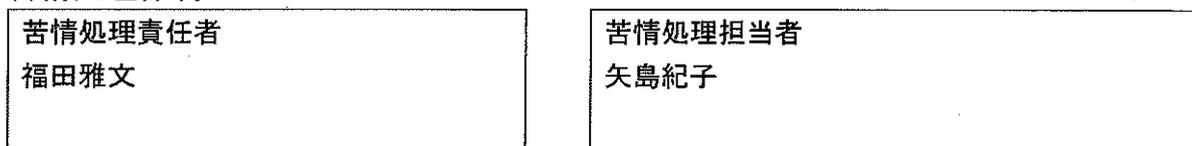
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



中部運輸局三重運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を  
ずることを誓約します。

### 記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

平成27年10月 日

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会  
住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野1227番地1  
代表者の氏名 会長 小林 周平

## 旅客から収受する対価の種類、額及び適用方法

社会福祉法人菰野町社会福祉協議会  
運送の種類：公共交通空白地有償運送

### 1. 「運送の対価」の種類及び額及び適用方法

#### 時間制運賃

摘要	額
初乗り15分まで	500円
以後15分ごと	500円

旅客を運送するために旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により算出する。

### 2. 「運送の対価以外の対価」の種類及び額及び適用方法

なし

### 3. その他

- ・ 利用者の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、利用者負担とする。
- ・ 道路事情、交通規制等客観的な事情によるとき又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送と異なる場合における当該利用の実費については、利用者負担とする。

以上

# 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、菰野町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人福祉センター
- (9) 老人居宅介護等事業の経営
- (10) 老人デイサービス事業の経営
- (11) 生活福祉資金等貸付事業
- (12) 福祉相談事業
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 福祉サービス利用援助事業
- (15) 地域活動支援センターの経営
- (16) 特定相談支援事業の経営
- (17) 障害児相談支援事業の経営
- (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業

### (名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人菰野町社会福祉協議会という。

### (経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する

福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、三重県三重郡菰野町大字菰野1227番地1に置く。

## 第2章 役員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名
- (2) 監事 3名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊な関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次その職務を代理する。
- 4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次その職務を代理する。
- 5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

- 2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長、常務理事の任期は、理事としての在任期間とする。

(役員を選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用弁償をすることができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び三重県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めたときは、理事会及び評議員会

に出席して意見を述べるものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### (評議員会)

第14条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会に議長を置く。

6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

#### (評議員会の権限)

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画、事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験あるもので、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。
  - 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 員

(会員)

- 第18条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
  - 3 会員に関する規程は、別に定める。

## 第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

- 第19条 この法人に部会又は委員会を置く。
- 2 部会または委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

## 第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長1名を置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 15,000,000円

(2) 土地 三重県三重郡菰野町大字菰野字清水1227番1  
所在 菰野町わかば作業所(2021㎡)

(3) 建物 三重県三重郡菰野町大字菰野字清水1227番地1  
所在  
鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
菰野町わかば作業所  
(床面積 682.03㎡)

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

### (資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託銀行に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決算)

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第30条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護ステーション
- (2) 居宅介護従業者養成研修事業
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 老人憩の家
- (6) 菰野町ことぶき人材センター
- (7) 在宅高齢者生活援助員派遣事業
- (8) 子育て支援事業
- (9) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第31条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第9章 解散及び合併

(解散)

第32条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、三重県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第33条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第34条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、三重県知事の認可を受けなければならない。

## 第10章 定款の変更

### (定款の変更)

第35条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、三重県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令に定める事項に係る定款を変更したときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届けなければならない。

## 第11章 公告の方法、その他

### (公告の方法)

第36条 この法人の公告は、社会福祉法人菰野町社会福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

### (施行細則)

第37条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長 (理事)	藤川 四郎
副会長 (理事)	辻 為治郎
理 事	生川 克己
理 事	松岡 清
理 事	南川 耕一
理 事	加藤 守
理 事	柴田 元一
理 事	桜木 茂
監 事	鈴木 元之
監 事	増田 正男

附 則

1. この定款は、認可の日から施行する。
2. 平成7年2月20日付の定款変更の認可申請に伴い増員された理事2名及び評議員1名の任期は定款第12条及び第17条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成11年 5月10日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成12年 5月 9日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成13年 3月26日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成14年12月 9日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成16年 4月13日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成18年 7月21日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成21年 4月14日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成22年 3月31日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成24年 3月27日）から施行する。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成25年 7月 2日）から施行する。

附 則

1. この定款は、知事認可の日（平成26年 5月15日）から施行する。
2. 平成26年4月7日付の定款変更に伴い増員された監事1名の任期は定款第9条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この定款は、知事認可の日（平成27年 5月26日）から施行する。

## 現在事項全部証明書

三重県三重郡菟野町大字菟野1227番地1  
 社会福祉法人菟野町社会福祉協議会  
 会社法人等番号 1900-05-009453

名称	社会福祉法人菟野町社会福祉協議会	
主たる事務所	三重県三重郡菟野町大字福村871番地の2	
	三重県三重郡菟野町大字菟野1227番地1	平成21年 4月17日移転
	平成21年 4月22日登記	
法人成立の年月日	昭和52年10月12日	
目的等	<p>目的及び業務</p> <p>この社会福祉法人は、菟野町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) ボランティア活動の振興</p> <p>(8) 老人福祉センター</p> <p>(9) 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>(10) 老人デイサービス事業の経営</p> <p>(11) 生活福祉資金等貸付事業</p> <p>(12) 福祉相談事業</p> <p>(13) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(14) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>(15) 地域活動支援センターの経営</p> <p>(16) 特定相談支援事業の経営</p> <p>(17) 障害児相談支援事業の経営</p> <p>(18) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>(公益を目的とする事業)</p> <p>(1) 訪問看護ステーション</p> <p>(2) 居宅介護従業者養成研修事業</p> <p>(3) 地域包括支援センター</p> <p>(4) 居宅介護支援事業</p> <p>(5) 老人憩の家</p> <p>(6) 菟野町ことぶき人材センター</p> <p>(7) 在宅高齢者生活援助員派遣事業</p> <p>(8) 子育て支援事業</p> <p>(9) 配食サービス事業</p> <p style="text-align: right;">平成27年 5月28日変更      平成27年 6月 1日登記</p>	

三重県三重郡菰野町大字菰野1227番地1  
 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会  
 社会法人等番号 1900-05-009453

役員に関する事項	三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町10番地1 2 理事 小林 周 平	平成26年 4月 1日就任
資産の総額	金8億42万2387円 平成27年 3月31日変更	平成26年 4月 7日登記 平成27年 5月25日登記

社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会役員名簿

役職名	氏 名	関係役職名
会 長	小林 周平	民生委員児童委員
副会長	松岡 美知男	学識経験者
〃	酒井 秀之	区長会長
理 事	芝田 一男	区長会副会長
〃	佐藤 孝幸	遺族会会長
〃	土方 義道	保護司会会長
〃	加藤 健一郎	ボランティア連絡協議会会長
〃	伊藤 善弘	民生委員児童委員協議会会長
〃	伊藤 圭子	民生委員児童委員協議会副会長
〃	伊藤 博之	老人ホーム みずほ寮施設長
〃	位田 保之	医療保健協議会会長
常務理事	福田 雅文	社会福祉協議会事務局長
監 事	土田 繁	公認会計士
〃	川村 節子	学識経験者(経理)
〃	服部 典夫	学識経験者(福祉)